

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 名古屋市中区松原3-2-8	
氏 名 飛島建設(株)名古屋支店	
支店長 長島道雄	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-331-1121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	長久手南部浄化C作業所他6か所
事業場の所在地	長久手市井堀206他6か所
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	平成23年度完成工事高 261,408万円
③従業員数	71名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) がれき類、木くず等は再生中間処理業者に委託し、再生処理された品物を再利用するよう指導している。		
②計画	【目標】別紙に通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類、木くず等の再生処理委託の推進を図る。 梱包材等を極力持ち込まない様、納入業者に要請する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ、金属くず、紙くず等を分別し、再生委託や有価物処理、資源回収に取り組んでいる		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物を更に分別や選別し、排出量の削減を図る。		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

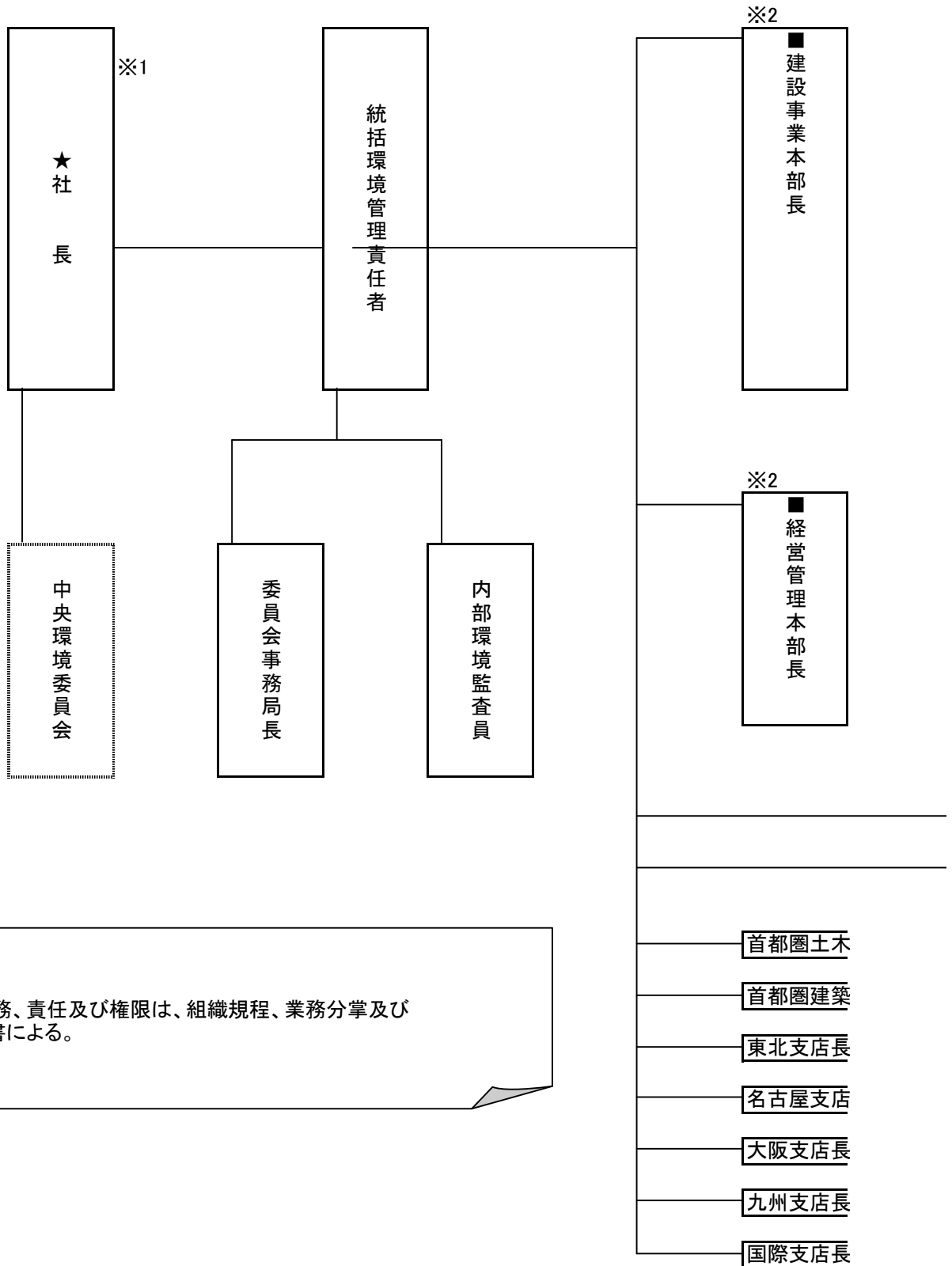
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成23 年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) がれき類、木くず等は再生中間処理業者に委託。		

②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生中間処理業者への処理委託の推進を図る。</p> <p>資材納入業者に梱包材の搬入量削減について指導する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

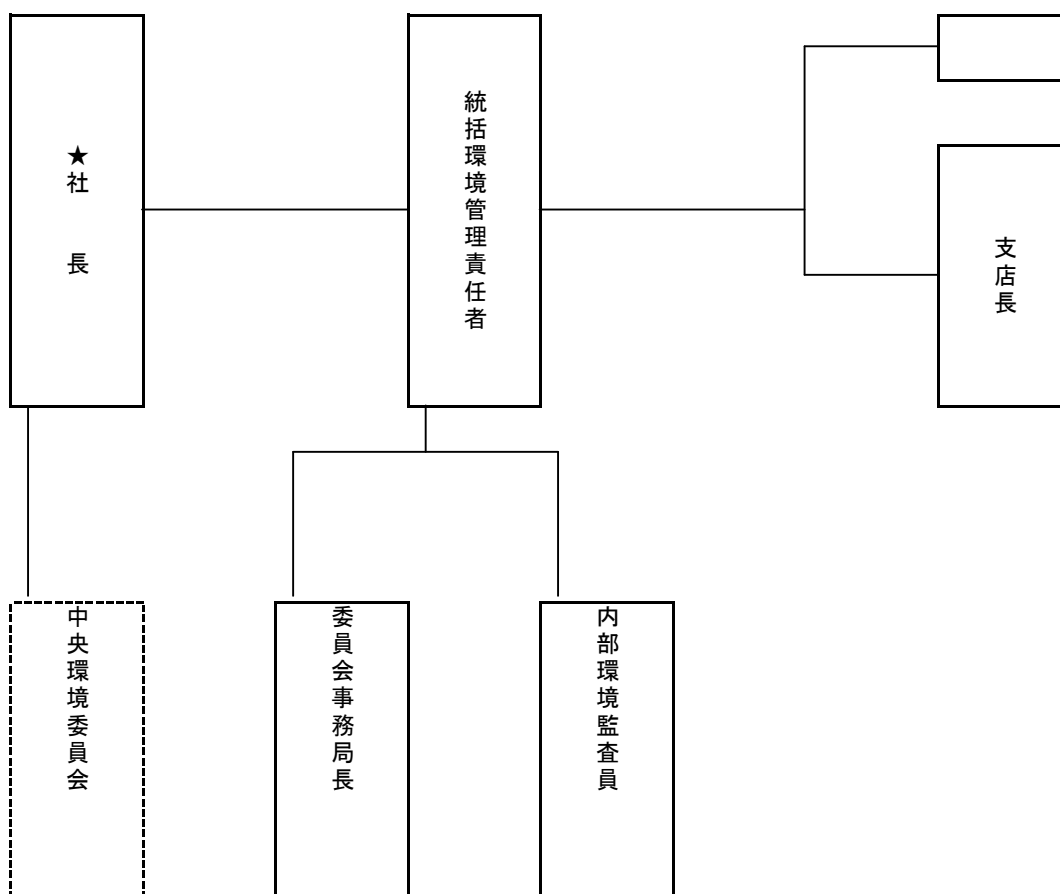
付表－2 全社EMS運用組織図(1) 本社



(注)  
 役割、業務、責任及び権限は、組織規程、業務分掌及び  
 EMS文書による。

※1 ★は環境方針策定者を示す。  
 ※2 ■は環境目標設定展開者を表す。  
 ※3 オフィス部門は経営管理本部と本社全部署  
 ※ Gはグループを示す。  
 ※ 国際支店は海外企業活動のため、社長方針の周知のみ展開。

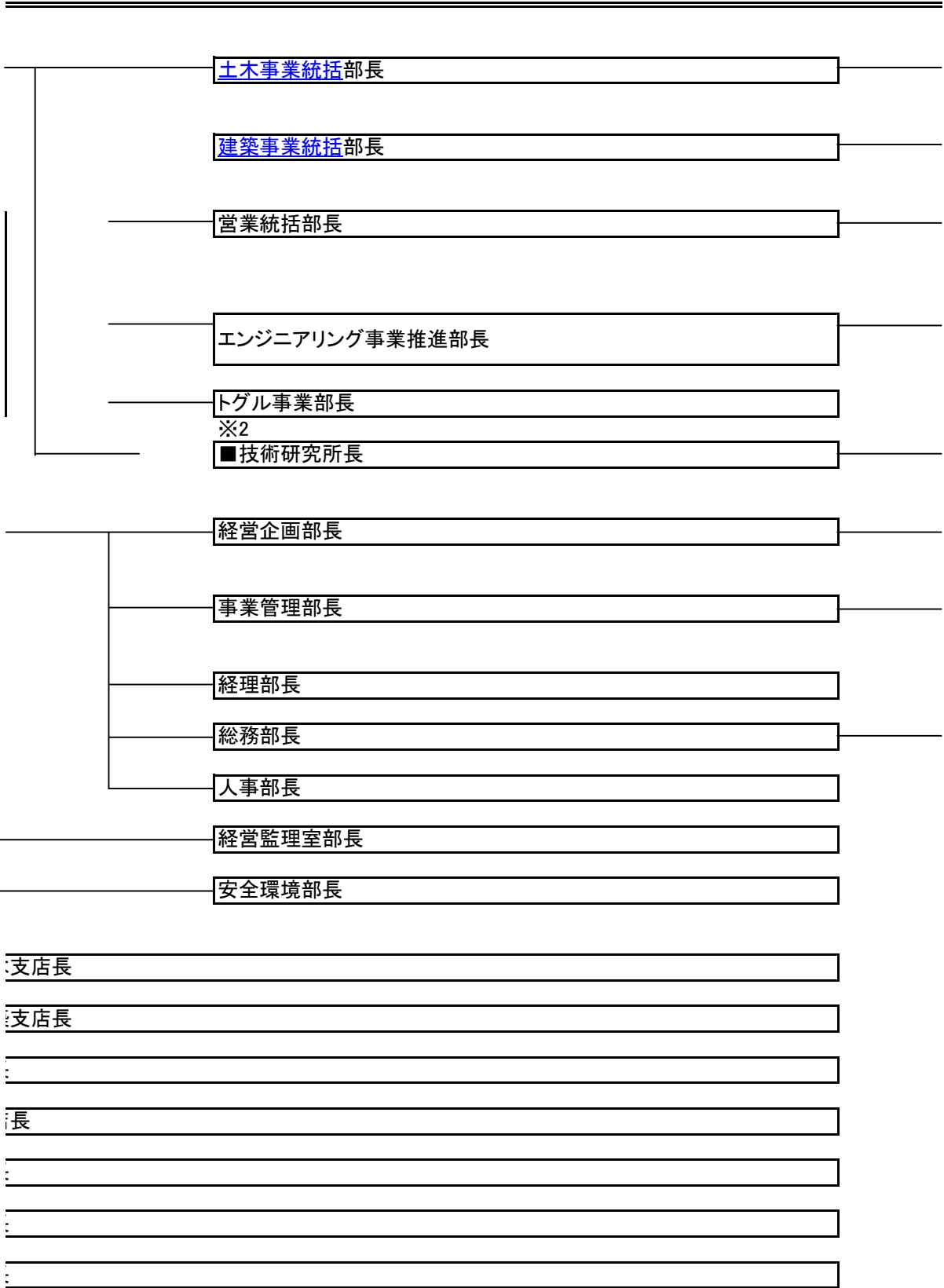
付表－2 全社EMS運用組織図(2)支店



(注)  
 役割、業務、責任及び権限は、組織規程、業務分掌及び  
 EMS文書による。

- ※ Gはグループを表し、Gの設定は各支店が決定する。
- ※ ★は環境方針策定者を示す。
- ※ ■・□は環境目標設定展開者を示す。支社内勤部署の目標設定は、事業部・部単位での設定を原則とするが、G単位での設定もできる。これについては、各支店が決定する。
- ※ [土木事業部長は、首都圏土木支店のみ、建築事業部長は、首都圏建築支店のみ。](#)  
 RNG部長は、首都圏建築支店のみ。  
[企画G部長は、首都圏土木支店、大阪支店、九州支店のみ。](#)  
[施工G部長は、各支店土木部と首都圏建築支店のみ。](#)





本社

環境管理責任者

支店環境委員会

委員会事務局長

内部環境監査員

■土木(事業)  
■建築(事業)

営業部長

■管理部長

安全環境部長

---

---

土木企画G部長／受注戦略室部長／調達購買G部長／機電G部長

[建築企画G部長](#)／[受注支援G部長](#)／[建築コストセンター部長](#)

営業第1G部長／営業第2G部長／営業第3G部長／不動産開発G部長／お客様建物サポートセンター部長

事業企画G部長／環境・エネルギーG部長／インフラ・防災G部長

設計G部長

企画1G部長／[企画2G部長](#)／広報室部長／秘書室部長

事業管理G部長／[財務管理G部長](#)／情報システムG部長

総務G部長／法務G部長

②部長  
②部長

□企画G部長

□営業G部長

□施工G部長

社内検査員

■作業所長

□RNG部長

営業G部長

首都圏  
土木支社

東北支店

名古屋支店

大隈支店

九州支店

=====

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

9111

支店及び支店の  
関連事業所

首都圏建築支社	東京支店(営業所)
	札幌支店(営業所)
	横浜営業所
	千葉営業所
	埼玉営業所
	つくば営業所
	宇都宮営業所
	八王子営業所
	新潟営業所
東北支店	盛岡営業所
	青森営業所
	福島営業所
中部支店	三重営業所
	静岡営業所
大支店	北陸支店(営業所)
	金沢営業所
	富山営業所
	奈良営業所
	神戸営業所
	京都営業所
	滋賀営業所
九州支店	中四国支店(営業所)
	岡山営業所
	四国営業所
	松山営業所
	北九州営業所
	熊本営業所
	鹿児島営業所
	沖縄営業所